

東 税 板 支 発 第 9 号
令 和 6 年 4 月 2 2 日

各 位

東京税理士会板橋支部
支 部 長 鈴 木 玲
租 税 教 育 推 進 部
(F A X 公 文)

東京会租税教育広域対応講師養成研修会

(第1回5月開催分)のお知らせ

東京税理士会租税教育講師名簿既登録者の方へ

いつも租税教室へのご協力ありがとうございます。

以下、令和6年度広域対応講師養成研修会第1回の申し込みについてお知らせいたします。

第1回 令和6年5月23日(木) 14:00～17:00
東京税理士会館にて開催

この広域対応講師養成研修会は、令和6年度の租税教育講師名簿に登録があり、一定の要件の基で支部の枠組みを超えて租税教室を行いたいと希望する会員を対象としております。

詳細については添付PDF「令和6年度広域対応講師養成研修会の開催について」等をご確認いただき、参加希望者は支部事務局(shibu@itazei.jp)までご連絡ください。

令和6年5月8日(水)を期限とさせていただき、支部で取りまとめて申し込みをいたします。

なお、第2回の申し込みについてはまた後日ご連絡させていただきます。

広 発 第 4 5 号
令和 6 年 2 月 2 0 日

支部長 各位

東京税理士会
租税教育推進部長 安田 大



令和 6 年度 広域対応講師養成研修会の開催について(写)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当部の事業並びに租税教育推進に多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、貴支部より、支部所属会員へご案内いただき、受講者をお取りまとめの上、別紙 2「研修受講者連絡票」にて期日までに当部あてにご提出くださいますようお願いいたします。

記

【受講対象者】

令和 6 年度の租税教育講師名簿に登録があり、日税連作成の「租税教育講義用テキスト《参加・体験型》」に基づいた租税教育を実施し、支部の枠組みを越えて租税教室を行いたいと希望する会員

【日 時】

回数	開催日	開催時間	定員	提出期限
第 1 回	5 月 2 3 日(木)	午後 2 時～午後 5 時	20 名	5 月 1 0 日(金)
第 2 回	6 月 6 日(木)	午後 10 時～午後 1 時	20 名	5 月 2 7 日(月)
第 3 回	9 月 4 日(水)	午後 2 時～午後 5 時	20 名	8 月 2 3 日(金)
第 4 回	1 2 月 4 日(水)	午後 2 時～午後 5 時	20 名	1 1 月 2 2 日(金)

※変更が生じた場合は、本会からメールでご案内いたします。

【場 所】

東京税理士会館

【研修内容】

1. 広域対応実施要領について
2. 広域対応に即した租税教室の実演演習

※グループに分かれて、日税連「租税教育講義用テキスト」の小中学生向けシナリオ《参加・体験型》に基づいた実演を行っていただきます。主任講師役と補助講師役を入れ替えて行い、1 回の制限時間は 2 0 分です。

【お問合せ先】

東京税理士会事務局広報課 (担当 : 加藤)

電 話 : 0 3 - 3 3 5 6 - 4 4 6 8

メール : sozei-kyoiku@tokyozeirishikai.jp

広域対応講師養成研修会の受講にあたっての留意点【重要】**1. 遅刻の取扱いについて**

遅刻については、理由の如何に関わらず研修開始後 15 分までとし、それ以降の入室はできません。

2. 出席の取扱いについて

研修会の最後に実施する「受講票兼アンケート」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。ご注意ください。

なお、受講票兼アンケートの提出をもって 3 時間の研修時間が付きます。

3. 日税連テキストについて

受講者は、日税連発行の「租税教育講義用テキスト」(2023 年改訂版)を必ずご用意ください。

4. 実演演習について

当日は、実際の広域対応による租税教室に則した実演演習を予定しております。

実演演習では、受講者に「租税教育講義用テキスト」の小中学生向け講義用テキスト《参加・体験型》に基づき、始めから「Ⅰ-④財政」の前まで及び「Ⅱ-④税を通して見る民主主義」以降の内容を実演していただきますので、事前に該当部分を熟読いただくようお願いいたします。

なお、持ち時間は 1 回 20 分です。

また、実際の広域対応による租税教室では、初対面の方同士で主任講師・補助講師を担当する機会が多いため、実演演習の主任講師・補助講師の組合せは、当日決定し、交代で演習をしていただきます。

広域対応による租税教室に関する留意点

本会の定める租税教育等広域対応実施要領の第 6 条第 1 項第 3 号では、広域対応講師登録名簿への登録要件のひとつとして、「日本税理士会連合会が作成した講義用テキストに沿った内容で授業等が行える会員」を規定しております。

従いまして、広域対応による租税教室において日税連発行の租税教育講義用テキストのシナリオ以外での講義を行いますと、今後広域対応派遣講師として派遣できなくなりますので、ご留意下さるよう改めて申し添えます。